

川崎市精神科救急患者受入体制強化事業実施要綱

令和 8 年 3 月 3 1 日

7 川健りこ第 3 5 6 号

市長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱に基づく精神科救急医療体制（以下「精神科救急システム」という。）を補完する事業として、川崎市及び横浜市（以下、2 市という。）が協調し、患者受入医療機関が極端に少なくなる昼間から夜間にかけての時間帯に、精神科病院の患者受入体制を強化することによって、市民への精神科救急対応による円滑な医療及び保護を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱に定めるところによる。

(対象患者)

第 3 条 この事業の対象となる患者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内で発生した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）の規定第 2 3 条に基づく警察官通報等に対する救急患者（以下「2 3 条通報対象者」という）
- (2) 前号の措置診察が不実施となった者で、本事業の対象者として病院紹介の選定となりうる者
- (3) 市内の各区保健所から主治医への相談が困難な場合に限り、精神科医療への受診及び受療として相談があり、本事業の対象者として 2 市で協議の上、対象となりうる者
- (4) その他、2 市で協議の上、対象となりうる者

(患者受入医療機関)

第 4 条 この事業の対象となる患者受入医療機関（以下「受入病院」という。）は、所在地が 2 市内のうち、診療報酬において、「精神科救急入院料」の算定を行っているものとする。ただし、基幹病院は除くものとする。

(依頼)

第 5 条 2 市は、事業実施日の午前 1 0 時までに受入れ体制と保護室の空床の確保を受入病院へ依頼するものとする。ただし、互いに事前に連絡または依頼相談がなされている場合は、この限りでない。

(患者受入体制)

第 6 条 2 市から依頼を受けた受入病院は、事業実施日の 1 5 時 3 0 分から 1 9 時までに、救急患者の入院を受入れる人員体制を確保することが条件となる。

(事業実施日)

第7条 この事業は平日に行うものとする。また、2市と受入病院との協議のうえ、曜日ごとに受入日の指定を行うことも可能とする。ただし、受入病院が平日輪番病院もしくは夜間輪番病院となっている日は事業実施対象外とする。

(支払)

第8条 本市は、次の各号に掲げる事業費を、2市の間で実績確認を行ったうえ、原則実施の翌々月に受入病院へ支払うものとする。

(1) 患者受入体制を確保した場合の受入体制確保費 1日につき 30,000円

(2) 本市から第3条第1号に掲げる対象者の受入要請に応じ診察した場合の受入協力料 1件につき 70,000円

同第3条第2号から第4号までに掲げる対象者の受入要請に応じ診察した場合の受入協力料 1件につき 50,000円

(3) 本市の受入要請に応じた診察の終了時刻が19時以降の場合の受入時間延長体制確保料 診察時間30分につき 10,000円

2 前項の規定に関わらず、前項第1号及び第2号の費用負担については、横浜市と川崎市で按分するものとし、その方法については別途協定書で定める。

3 第1項第3号については、受入病院の責によらず診察開始時間が診察開始予定時刻より遅れた場合に、予定時刻から実績を算定するものとする。また、受入病院の事情により診察開始時間が診察開始予定時刻より遅れた場合は、依頼自治体と受入病院にて協議の上、算定するものとする。

(個人情報の適正管理)

第9条 本事業を通じて得た秘密及び個人情報は適正に管理し、漏洩してはならない。

2 川崎市が必要と認める場合には、施策の改善に資することを目的として、学術的な調査研究や発表に活用することができるものとする。

3 保有個人情報等を利用または提供する場合は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第4条の規定に基づき、事前に届出を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。